

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・国民健康保険税係】

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課データ（ミサリオシステム）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課を行うため	
記録項目	1 記号番号、 2 宛名コード、 3 氏名、 4 住所、 5 所得情報、 6 固定資産税額、 7 生年月日、 8 軽減判定所得額、 9 国保加入者情報、 10 減免額、 11 軽減額、 12 口座登録情報、 13 国民健康保険税額、 14 送付先情報、 15 支払情報、 16 電話番号	
記録範囲	府中町において国民健康保険税の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者	
記録情報の収集方法	住民税課税情報、本人の申告、他自治体への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課 （所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【税務課・国民健康保険税係】

個人情報ファイルの名称	収納業務データ（ミサリオシステム 督促事務）	
行政機関等の名称	府中町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の督促事務を行うため	
記録項目	1 記号番号、 2 宛名コード、 3 氏名、 4 住所、 5 収納状況、 6 生年月日、 7 未納額、 8 口座登録情報、 9 送付先情報、 10 支払情報	
記録範囲	国民健康保険税の滞納者	
記録情報の収集方法	電子計算機にかかる電磁記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町財務部税務課	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日